

## 学生アルバイト制限職種基準

平成23年4月1日

高知県立大学学生課

	具 体 例	理 由 及 び 参 考 事 例
教育的に好ましくないもの	・パチンコ、バー、キャバレー、マージャンなど風俗営業の現場作業	客とのトラブルになることがある。
	・22時以降の深夜勤務	
	・街頭で無許可のチラシ配り、ポスター貼り (内容にも問題があるチラシ配り、無許可の場所へのポスター貼りの場合)	
	・不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	・訪問販売、街頭・電話等による勧誘、専門に行う集金	トラブルに巻き込まれる可能性が高い。
	・選挙の応援に関連する一切の業務	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
	・競馬、競輪、競艇等ギャンブル場内(サテライト売場も含む)の現場作業	トラブルに巻き込まれる可能性が高い。
危険を伴うもの	・探偵、スパイ行為に類する調査	危険で不適、法律に反することがある。
	・自動車、単車の運転、自転車による配達及び自動車配達時等の添乗補助	最近の交通状況から危険度も高い。事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ、刑事責任を負うこととなる。
	・警備員	危険が伴い、不適。会場整理、誘導、受付は除く。
	・道路内や交通頻繁な路上での作業(白線引き、測量交通整理)	重大事故に遭う危険が高い。 危険が伴い、交通事故等に遭遇する危険が高い。
	・ゴミ等収集作業 ・土木・水道工事等の現場作業(主に建設業) ・建設中の現場作業、建物倒壊、残材片付け作業 ・2階以上の高所での屋外作業(ガラスふき、器具取付等)	個人的軽作業は大学が判断する。 落下物、転落など危険である。
人体有害	・農薬、劇薬等有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等)	健康上、人体に有害である。
	・特に高温・低温作業	健康上、人体に有害である。
	・塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	アスベスト等有害物質の危険性がある。
法令違反	・営利職業斡旋業者への仲介あっせん	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する。
	・マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照。
	・出来高払い(一定額の賃金の保障がないもの)	労働基準法27条参照。
不適なもの	・人命に関わることが予想される業務	無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
	・人材派遣登録を主とするもの	登録等を行い、その都度アルバイトを要請するもの。 その他、それらに類するもの判断した場合。
	・労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、登録制や支払方法等に関する ことが明示されていないもの。
	・人員の限定を条件とするもの	例えば10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。
	・家庭教師派遣及び勧誘業務	トラブルに巻き込まれることがある。
	・その他大学の判断により不適と判断する業務	掲示後、制限時間外労働や正当な理由なく不当労働を強制することがしばしば繰り返される業者等。
	・高知県内に事務所がないもの	

○高知県産業別最低賃金を下回らないこと。(産業別に賃金が異なるので注意)

○求人票に虚偽の記載及び学生から過酷な労働・セクシュアルハラスメント・トラブルなど不適と指摘を受けた場合は紹介をしないことがあります。